

発言表

地方創生に関する特別委員会

白石洋一君（立民）

大臣・副大臣・大臣政務官

坂本 国務大臣

宮内 農林水産副大臣

長坂 経済産業副大臣

政府参考人

内閣府 大塚 大臣官房長

内閣府 長谷川 地方創生推進室次長
地方創生推進事務局審議官

内閣府 宮地 地方分権改革推進室長

総務省 川窪 大臣官房審議官

農林水産省 池山 大臣官房輸出促進審議官

経済産業省 柴田 大臣官房審議官

中小企業庁 村上 経営支援部長

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○伊東委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立憲民主党の白石洋一です。

まずは、我が委員会に提出された法案関係の誤りがありました。その再発防止策について、取りまとめの責任者から説明をお願いします。

○大塚政府参考人 お答えを申し上げます。

政府提出法案につきまして再点検を行いましたところ、地方分権一括法案の参考資料である新旧対照条文において誤りが判明をいたしました。国会審議をお願いする立場としてあつてはならないことであり、心からおわびを申し上げます。

具体的には、新旧対照条文におきます地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律、いわゆる郵便局事務取扱法の規定が、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案、いわゆるデジタル整備法案による改正後の規定と一致をしていなかったということでございます。

これは、関係省庁との連携不足から、デジタル

1 東予地域の飲食業の売上減に持続化給付金か協力金を！

整備法案による最終的な改正内容の把握ですとか、該当箇所の最終的な確認ができていなかったために生じたものでございます。

今後は、地方分権一括法案を含む複数の法律案におきまして、同一の法律の改正を提出する場合において、これら法律案の法案改正作業が同時並行で進められるときには、まず、関係省庁から最新の条文等を定期的に入手をし、作業状況を把握するとともに、条文の最終確認を関係省庁と共同で実施するなどによりまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員 大臣からも一言お願いします。

○坂本国務大臣 今、事務方から詳細については御報告させたところでございますけれども、地方分権一括法案の参考資料に誤りがありました。深くおわびを申し上げます。

国会審議をお願いする立場として、あつてはならないことでありまして、今後このような事態を生じさせないために、必要なチェック体制を構築するなど、再発防止にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○白石委員 再発防止に努めていただきたいと思

います。

それでは、私の選挙区、地元は、愛媛県の四国中央市、新居浜市、西条市という、県都ではないところなんです。ここでも、御意見というよりも、叫びに近い訴えが多く寄せられております。

それは、今、特に飲食について、感染が拡大する場所になっているということで、時短要請、そ

れは首都圏であったり、近畿大阪であったり、あるいは福岡で対策が講じられております。そして、愛媛県でも、松山市において、つまり県庁所在地においてそういった対策が取られているわけです。

そうすると、全国ネットのテレビ、そして新聞等は飲食の時短要請の話一色で、そして、ローカルのチャンネルに移っても、主に松山市、私の場合だったら松山市の時短要請の話になるわけです。

それを見ていると、そういった対象地域ではないところ、先ほど私が申し上げた地元のところも、当然、その業者さん、飲食店の方々も、要請はされていないんだけれども自発的に自粛する。お客さんも来ない。それはやはり、感染拡大防止に協力しないといけないと真面目にそこは考えていくわけですね。それで行動に表れる。そうすると、感染拡大は、そういった、いわゆる繁華街が厚みのあるところと比べたら随分抑えられているわけです。

ですから、それは褒められてしかるべき、報奨金があつてもいいぐらいのことなんですけれども、そういった地域には全く協力金とかはないわけですね。そして、下請、納入業者に対して新たにつくられた一時支援金、これもよく見ると条件が厳しくて、緊急事態宣言の都府県とその周辺の地域しかこれは適用できないなというものであります。

そうすると、私の地域だったら、そういった、近畿圏だとか、ましてや福岡と半分以上取引しているところはそのようなわけですね。恐らくないでしょう。いろいろ宣伝をしていますよ。でも、実際手を挙げているところはないんじゃない

かなと思います。こういったところをどうするべきなのか。

感染拡大には本当に自発的に、言われなくても協力して防止している。そしてお客さんは来ない。売上げは大幅に減っている。そして、行く行く、その協力金というのは、コロナの問題が収束した後、税金でお支払いする。税金は全国的にかかるわけじゃないですか。感染拡大地域のところだけじゃないですよ。今協力している私の地元のところにも満遍なくかけられて、今、協力金とされているその原資は取られていく。これはおかしくないですかという声が多く寄せられているんです。

これは、大臣の御地元も同じようなことじゃないでしょうか。緊急事態宣言地域ではないですね。蔓延防止の地域でも、今のところ見通しはない。県都で協力金等をやっているようなところじゃない、そういったところでも、やはり真面目に協力しているところ、ここに何らかの支援金があるべきじゃないですか。

一年たちました。ですから、最初、持続化給付金で助かったという声もあります。しかし、これは長引きそうです。もう二年目に入りました。変異株、これはかなりしつこい。ワクチン接種があっても相当長引くでしょう。こういうところに対して、特に飲食の方々に対して何かあるべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○坂本国務大臣 今委員おっしゃいましたことは、各地域、地方、同じようなことだと思います。先ほど言いましたように、鳥取県知事、そして大分県の広瀬知事が来られて特別枠を設けてくれと言

われたのもその趣旨であるというふうに思いますし、全国知事会の方からもそういう要望を今承っているところでございます。

その上で、私たちがいたしましたは、地方創生臨時交付金、一次、二次補正で三兆円を措置をいたしました。そして、三次補正で一・五兆円を追加措置したところでございます。その一・五兆円のうちの一兆円につきましては、交付限度額を全自治体に既にお示ししたところでございます。

この一部につきましては、各自治体から提出された実施計画に基づきまして実施に向けて動きが あっているところでございますけれども、同時に、令和二年度におきまして、七千四百億円は、自治体の意向を踏まえまして令和三年度に繰り越すことといたしました。そういうことで、各自治体におかれましては、まずこの七千四百億円、実施計画に基づいてそれぞれの事業に取り組んでいただくとともに、今後、繰越し分についてもいろいろ地域で有効に使っていただきたいというふうに思っております。

委員御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染症の克服と、それから地方創生の観点、この両方を地方というものは進めていかなければならない大きな課題を持っております。地方創生担当大臣として、引き続き、関係する各大臣と連携しながら、コロナ対応に最前線で取り組んでおられる地方自治体の皆様の支援にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○白石委員 大臣のお話だと、地方創生臨時交付金のうち、単独枠、今年度は七千億円あるという

ことなんですけれども、少ないです。

これだけだと、どういうふうな事業になるかというところ、プレミアムつき商品券、こういったものは散見されます。私のところでも、全部の市じゃない、でも、愛媛県全体で見たら、そういったことをやろうというところはあります。しかし、プレミアム商品券、今、消費拡大するときじゃないから、まず執行を止めていますね。そして、執行することになったとしても、特に飲食、例えば八時以降の飲食で、商品券を持ってバー、スナックとか、そういったところ、居酒屋に行かないですよ。大体それは、昼食べるときだとか、そういった日中の飲食には使うようなもので、八時以降、アルコールが入るようなところに商品券を持っていくというのは少ないんです。そして、商品券をもったとしても、現金化まで時間がかかる。

そういったことを言っているんじゃない、持続化給付金的な、現金が入るといふものを望んでいるんです。

お忙しい中、経産副大臣、農林副大臣、お越しいただいてありがとうございます。

持続化給付金、これはシステムがあるわけですから、もう一回やるというのがまず理想ですけども、そうじゃないにしても、業種を絞ってやるとか、あるいは、地域で緊急事態宣言と蔓延防止特別地域で協力金が支払われているところ以外について、給付金をやるとか、そういったことを検討、実行していただだけませんかでしょうか。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。地方の中小・小規模事業者、本当に困ってい

つしやる方を下支えしていきたいという思いは同じでございます。

その中で、今委員の御質問でございますが、持続化給付金が措置されました昨年四月と現在とでは、事業者を取り巻く状況は大きく異なっております。

すなわち、昨年四月は、緊急事態宣言によりまして、本年よりもより広範な業態の事業者が全国にわたって幅広く経済活動を自粛しており、事業の種類、形態によりまして感染拡大のリスクが大きく異なるという見もないという状況でございました。こうした違いを踏まえまして、今年の緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出、移動の自粛により影響を受ける事業者に対しましては、一時支援金により支援を行うことといたしましたものであります。こうしたことから、現時点では、持続化給付金を再度支給するという考えはございません。

また、私ども、中小企業一般を業種横断的に支援する、中小企業を一部局といたします経済産業省の立場から申し上げれば、持続化給付金や一時支援金は業種の限定なく幅広い業種を支援するものであります。その上で、飲食業に特化した支援など、特定の業種に対してどのような支援が必要か否かについては、それぞれ業種を所管する省庁において適切に判断されるものと認識をしております。

○白石委員 要するに、中小企業専門で、業種横断は中小企業庁の管轄からはみ出てしまうというお話だったと思うんですけども、それであれば、

飲食業、これは農林水産省の所管ということで、宮内副大臣、こういった飲食を救っていただけませんかでしょうか。

○宮内副大臣 お答えをいたします。

飲食店につきましては、感染状況、比較的少なくて、時短要請も受けていないような地域であっても、委員おっしゃるように、全国的な自粛ムードの影響を受けてまして、大変厳しい状況にあるというお話は各方面から伺っておるところでございます。大変悩ましい問題だというふうに考えております。

農林水産省といたしましては、引き続き、地域経済を下支えするG・T・O・イート、この食事券の事業につきまして、昨年十二月に決定いたしました経済対策におきまして、追加をいたしました発行することといたしているところでございます。まして、各地域と密接に連携しながら、しっかりと執行していきたいというふうに思っております。

また、累次にわたります補正予算で措置した、需要減少等の影響を受ける国産農林水産物等の販売促進、販路の多様化を支援する事業という、新たにデリバリーやテイクアウトに取り組む飲食店に対しまして、インターネット販売サイトを通じて食材の調達や資材費等を支援するということも追加して措置をしているところでございます。

農林水産省といたしましては、今後とも、飲食店の声をよく聞きながら、G・T・O・イートの食事券事業に加えまして、これらにつきましても活用を促して、飲食店が事業を継続できるように下支えをしていきたいというふうに考えているところ

でございます。

○白石委員 G・T・O・イートもいいです。まあ、時期の問題はあります。今、積極的にそれを旗振りしているときはちよつとなんじやないかなと思います。

そして、先ほどおっしゃった国産農林水産物、これはいい試みだと思います。私も気がついて、いろいろ言っています。ただ、本当に申請期間が短いというのがありますので、これは今年度に入っても、それは補正から始まって、本当に十日ぐらいしか応募期間がなかった。でも、どんどん浸透させますから、浸透してくるでしょう。ですから、第二次、第三次を、是非また予算をたくさん取ってやっていただきたい。補正のときは、多分三百億とか、そういう話でした。もつともつと規模が大きくていいと思います。

そして、お話を聞いておると、やはり農林水産省としては、例えば、飲食業といっても、アルコールの入る飲食業というのも視野に入っているでしょうか。例えば、バー、スナック、あるいはカラオケのようなどころ、こういったところも飲食ということではじかれてしまうんですけども、こういったところは本当に困っているわけです。

八時以降の飲食、すぐレストランとか居酒屋というのがありますけれども、バー、スナック、こういったあたりも視野に入れて策を講じていただきたいんです。さっき申し上げましたプレミアムつき商品券にもちよつとそぐわないところがあります。たくさん食べるわけじゃない。テイクアウト、

デリバリーに転換できないです、お酒と会話が商品ですから。

この辺り、農林水産省としては、主管として見ていらつしやるんですから、ちよつと一言お願いします。

〔委員長退席、金子（万）委員長代理着席〕

○池山政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省としましては、飲食店、標準産業分類に定義されており、飲食店対策をしていくということでございます。

一方で、G o T o イートにつきましては、感染防止ということがございますので、そういう観点で、支援する対象というのは、G o T o イート事業については決めているという状況でございます。

○白石委員 バー、スナックについては農林水産省の主管で、営業推進、旗振り役として見ていいんでしょうか。

○池山政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のようなところにつきましては、その分類に入っているということでございます。

○白石委員 是非、そういった業態についても目配りをお願いします。そういったところにもちゃんと支援が届くように。それに一番近いものは持続化給付金的なものですので、検討をよろしくお願いします。

次の質問に参ります。事業再構築補助金です。今、株が上がっていますよね。株というのは、結局、日経平均を見ます。日経平均というのは、大企業によって構成されています。大企業は、こ

2 事業再構築補助金 売上減少要件ははずすべき 相談は全ての商工会議所でできるように

のコロナ禍でも業績を伸ばしているところが多いわけですね。じゃ、どういう企業かというと、細かく見ると、飲食とかそういったところも入っているわけです。

であるならば、地方の中小企業中心のところについても事業を再構築していかないといけないんじゃないかと。事業を再構築していったら、これから来るであろうコロナ禍の後の社会についても適用していく。そういったことを後押ししようとしているのがこの事業再構築補助金というふうに私は捉えております。

これについて、私もアンケートをしたら、非常にいい反応もあります。早速検討を始めましたというような反応があります。

どんなイメージなのかというと、例えば、レストラン経営であれば、店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式でテイクアウトの販売を実施とか、あるいは、小売であれば、衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に展開というように、私も地方を見ていて、元気なところは全国チェーンの小売業なわけですね。ですから、地方の活性化、元々地方にある地元企業は弱っている、商店街を中心に弱っている。だから、そういった企業がどんどん、今、大企業がやっているような、地方でもやっているようなことに挑戦していかないといけない。そういう後押しをするのが事業再構築補助金じゃないかと思うんです。

これが、コロナ禍の後、地方の経済が活性化する鍵だと思うんですけれども、坂本大臣、この事

業再構築についてどういうふうに見ていらつしやいますでしょうか。

〔金子（万）委員長代理退席、委員長着席〕

○坂本大臣 地方を創生する任務を担っております担当大臣といたしましては、新たな日常に対応するために、デジタル活用等によります事業の見直しとか、あるいは、その再構築を行うということは、これは、感染症に強い、強靱かつ自律的な地域経済をつくるという上からも大切なことであり、委員言われました事業再構築補助金、そういうものは非常に有効なものになってくるというふうに思っております。

ただ、地方担当といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金等を通じて、自治体に地域企業の事業改革等の取組を後押ししていただくということになってくるわけがあります。

例えば、長野県では、中小企業の経営構造転換を促進する国の支援への上乗せに活用していただいております。また、岡山市では、非対面型ビジネスモデルへの転換等に取り組み中小企業に対する補助金への上乗せということで対応していただいております。浜松市では、市がデリバリープラットフォーム事業への参入というのをやっておりますけれども、それに対する事業へ地方創生臨時交付金というものを活用していただいております。

このような取組が更に全国で進みますように、私たちがいたしましたは、ホームページで事例紹

介を通じた横展開、それから、マッチングサイトによる官民連携の強化など、環境整備の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

コロナ対応のみならず、地域企業の生産性を高めて、そして、稼ぐ地域を実現するというところは地方創生の取組の大きな柱でありますので、引き続き各省庁とも連携をしながらしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○白石委員 地方で、単独で、地方創生推進交付金だとか臨時交付金だとかを使って事業再構築を支援するのでもいいと思うんですけども、国の事業を、一兆一千億円の予算ですから、まずこれをいいものにして、どんどん使っていくということが大事なんじゃないかと思えます。

それで、この条件を見ると、売上高の減少を入れていけるんですね。緊急事態宣言特別枠は売上高三割減、それから通常枠だと一割減というふうにありますけれども、全ての企業、特に頑張っているのは、地方のちよつと乗り遅れているような企業です。

そういった企業がこの事業を使ってもらうために、こういった売上げ減の条件はなくてもいいんじゃないでしょうか。特に、緊急事態宣言特別枠これは事実上首都圏だけになりますから、これはまあいい。ただ、通常枠については、なくてもいいんじゃないでしょうか。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。

事業再構築補助金は、アフターコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、中小企業等の思い切った事業再構築に対して支援

を行うことで日本経済の構造転換を促すことを目的といたしております。

こうした目的を踏まえまして、本補助金では、コロナの影響で厳しい状況にある中小企業等を支援の対象としております。

具体的には、コロナ以前と比べ売上高が一〇％以上減少している中で、新しい事業に活路を見出し、事業拡大を目指す中小企業等を想定いたしまして、補助率最大四分の三、補助上限額最大一億円の面で手厚い支援を行うことといたしております。

真に支援が必要な事業者に支援をお届けする観点から、事業の目的に沿って、コロナの影響を受けたことを認定する一定の要件設定が必要であることは御理解をいただきたいと思えます。

○白石委員 これは一兆一千億ですから。この申請の手続を見ても、非常に、いわば面倒くさいことをやらないといけないわけです。ですから、一兆一千億、全部、消化のペースがスローだということが分ければ、是非、通常枠の売上げ一割減の部分だけでも見直しを柔軟に考えていただきたいということをお願い申し上げます。

次なんですけれども、申請するときには、認定経営革新等支援機関に相談しないといけない。認定経営革新等支援機関に相談するというようなんですけれども、それで、私の地元を見てみたら、商工会議所がないんですね。商工会はありません。商工会議所がない。一方、事業再構築補助金によく似ている持続化補助金の方、これは全ての商工会議所が窓口になってくれているわけです。

地方の企業にとって商工会議所というのは身近な存在で、しかも、経営計画とかを策定することについて、相談にただで乗ってくれるといういいところがあるわけです。大体、商工会議所には四、五人の経営指導員という方がおられて、相談に乗ってくれる。

ついでには、事業再構築補助金の認定経営革新等支援機関は、全ての商工会議所が登録をしていた。義務づけてもいいんじゃないかなと。少なくともそこが窓口になってほしいというふうなふうに思っていますけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○長坂副大臣 お答え申し上げます。

委員の問題意識は、私自身、共有をいたしております。

中小企業をめぐる経営課題が多様化、複雑化する中にありまして、中小企業に対して専門性の高い支援を行う認定革新等支援機関、いわゆる認定支援機関の役割は重要と認識をいたしております。事業再構築補助金も、事業計画の実効性を高めたい観点から、認定支援機関と共同で事業計画を策定いただくことを要件としております。

こうした中、御指摘のとおり、現時点で認定支援機関となっていない商工会議所が一部にございます。全国五百十五のうち八十二の商工会議所というところは、私といたしましても残念に思っております。

こうした観点から、三月十七日付で、中小企業庁から日本商工会議所に対しまして、認定支援機関を担う会議所を始めとした傘下の会議所に対し

3 地方に必要なのは固定資産税減免だ！

まして、事業計画の策定やフォローなどに御協力をいただけるよう要請を行ったところでございます。

一部の商工会議所が認定を受けていないこと、背景につきましては、一律にお答えすることは困難ではございますが、例えば、継続的に事業者支援を実施するために必要な体制整備が難しいなど、商工会議所ごとの個別の事情によるものと伺っております。

引き続きまして、日本商工会議所を始め、全国商工会連合会、日本税理士会連合会等ともよく連携をいたしまして、事業再構築補助金の申請のサポート体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○白石委員 是非、全ての商工会議所に登録していただいて、そうしたら、一般の補助であれば持続化補助金、そして大きく事業を変えるところであれば、持続化補助金、選択肢として二つできますので、それは事業者にとっても非常にメリットがある、特に地方についてはメリットがあることですので、よろしく願います。

次は、私も事業主にアンケートをしているんですけども、固定資産税の減免の要望は大きいです。

固定資産税の減免というのは令和三年度についてありましたけれども、一方、それとパラレルな形で、家賃支援給付金というのがあります。

地方というのは、自己所有で事業をしているところが多いんですね、都会よりも。商店街をイメージすれば御理解いただけるんじゃないかと思う

んですけども、そういったところは、家賃支援給付金よりも、欲しいのは固定資産税の減免です。

それで、家賃支援給付金の支払い額というのは、今までのところ幾らになっていきますでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの家賃支援給付金の給付実績でございますが、約百万四万社の皆様に対して約九千億円の給付金をお届けしたところでございます。

○白石委員 では、固定資産税減免を行ったその金額、予算額でもいいので、概算をお願いします。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

令和三年度の固定資産税におけます御指摘の軽減措置についてでございます。市町村におきましては、令和三年度の課税を三月末からこの四月初めにおきまして作業を行い、決定をしているところでございます。

このため、御指摘の軽減措置の実績につきましては、これから調査を行うこととしておりまして、現時点では把握していないところでございます。

なお、この軽減措置につきましては、地方公共団体の減収を全額国費で補填することとしてございまして、その国費補填のための特別交付金、国から市町村に交付するものがございますけれども、その交付金の予算額として約一千四百億円を見込んで計上しているところでございます。

○白石委員 家賃支援給付金は九千億、そして固定資産税の減免が予算額で一千四百億円ということで、私、これは、地方にとって不公平じゃないかなというふうに思うんです。

いずれ結果が出たら、都道府県別に、家賃支援

給付金の支払い額と固定資産税の減免額、これは国費補填ですから、特に固定資産税の方はきれいに市町村別に出るはずですよ。家賃支援給付金は、本社が所在地、ベースでいいので、いずれ公表してください。これらの施策がどういった効果があるのかというのは検証すべきだと思うんです。それは、大体結果が、私は、イメージするに、地方にとって不利だったんじゃないかなというふうに私は想像するわけですけれども。

今からでも固定資産税の減免はやるべきだと。令和三年度についてはやっていますということなんですけれども、令和二年度については、今納税が行われているわけですね、今まで。その部分の還付という形で減免をすべきだというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました軽減措置は、令和三年度の課税について措置することによって法律化されているものでございます。

一方、令和二年度分の課税につきましては、令和二年度の売上げの状況等に応じまして、いわゆる納税の猶予などの仕組みにおきまして御対応いただくということとなっているところでございまして、そうしたいわゆる納税緩和措置を御活用いただくながら、税制度としては御対応いただければと考えているところでございます。

○白石委員 まあ、政治判断が必要だと思うんですけども。

加えて、固定資産税の減免は、家賃支援給付金と比べて、条件が、ちょっとハードルが高いんで

4 持続化補助金 入金までもっと早く！

すね。固定資産税減免の方は、三か月連続で五割以上減、あるいは三割以上減になっていますが、家賃支援給付金は、加えて、一月でも五割減のところがあれば、それでいけるわけですね。

こういった若干の違いがありますし、そもそもテナントで事業をやるか、それとも持家で事業をやるかということも考えた場合、固定資産税プラス借入れの利息部分がかかっているということも考えれば、固定資産税の減免というのはいくらも減らなくてもよかったと、今後考える場合ですね、ということが一つ。それと、猶予のことをおっしゃいました。猶予は、大体二割相当、売上げが二割相当減で猶予される。その申請をしたことよって、減免の申請と勘違いしている人が結構いるんですね。そして、その減免の申請の締切りが二月一日と比較的早いんです。乗り遅れてしまった人も相当います。

こういったことを考えたら、猶予に申請してきている人は分かるわけですから、そういった方に通知して、減免の申請は二月一日ですよというふうにお知らせするとか、もっとよく考えて、この制度、この制度自体にもちよつと厳し過ぎるというところはありませんし、加えて、制度の活用のところも、納税サイドとしてもっと考えていただきたかったなというふうに思います。

次の質問ですけれども、**持続化補助金**。

今、例えばこのアクリル板とか、感染防止対策に補助が出るのは、持続化補助金のみになってしまっています。

昨年は、県がいろいろ、こういった感染防止対

策のいろいろな器材を買うのに補助があったんですけども、今は持続化補助金だけ。ですから、持続化補助金というのは、もう非常に、地方の小企業のみならず、零細や自営業の人にとっても身近な存在になってきています。

そういった方々にとって、申請して感じることは、非常に時間がかかるということなんです。申請してから、例えば十月に申請した、でも、入金されたのが三月だったということで、コロナ禍で苦しんでいる事業主を救うということは、やはりスピードが大事です。

それで、質問なんですけれども、政府として、この処理時間というのはちゃんと見ていらっしゃるのでしょうか。

書類に不備があったから返しました、それは、ボールが事業主、申請者の方に返されていますから、そこは時間はカウントしなくていいです。でも、政府の方にボールがある、その時間というのは、ちゃんとモニターされているのでしょうか。

○長坂副大臣 国の補助金は、補助金の申請が締め切られた後に、事務局で審査を行った上で、採択された事業者が補助事業を実施し、事業が終了し次第、実績報告を提出していただいて、補助金額が確定した後に入金がされる、いわゆる**精算払い**が原則でございます。持続化給付金も同様であります。

ただし、制度上、一定の場合に、採択決定前の事業の事前着手や補助対象経費の一部の概算払いが認められております。コロナ特別対応型の**持続化補助金**でも事業の事前着手や概算払いを認める

こととしておりまして、交付決定後速やかに入金される場合もございます。

このように、申請から入金までの期間は制度や事業者ごとに異なりますが、事前着手、概算払いを認めていない一般型の持続化補助金においては、事業終了後おおむね二か月程度で入金をしておりまして、便宜的に申請から採択まで二か月程度、補助事業の実施期間を八か月程度といたしますと、申請から入金まで十二か月程度を要することが一般的であると考えております。

○白石委員 最後に、事業を執行するサービス契約というのがありますけれども、そこに処理時間を入れていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○長坂副大臣 今、精算払いが原則であり、持続化補助金も同様でありますということで、失礼しました、給付金と言いつつ間違えました。

○白石委員 じゃ、終わります。